

会議録

1 附属機関の名称

犬山市歴史まちづくり協議会

2 開催日時

令和8年2月20日（金） 13時30分～15時45分

3 開催場所

犬山市役所2階202・203会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

越澤明（会長）、苅谷勇雅（副会長）、赤塚次郎、中村真咲、下間久美子、成瀬淳子、阿部直樹、浅井隆徳、辻光代（代理 小川裕紀）、湯浅健司（代理 福岡 正樹）、岡田雅隆、石田芳弘（順不同、敬称略）

(2) 事務局

原市長、滝教育長、中村教育部長

（以下、歴史まちづくり課）加藤課長、渡邊課長補佐、河寄主査補

（以下、都市計画課）一柳主幹、丸地課長補佐

5 傍聴人の数

0人

6 内容

(1) 会長の選任、副会長の指名

- ・会長として、越澤委員が推薦され、出席者一同の賛成を得て、決定となった。越澤会長より副会長として苅谷委員の指名があり、本人の承諾を得たため、決定となった。
- ・会長の指名により、今回の会議録の署名人は、名簿順に苅谷副会長、赤塚委員となった。

(2) 報告事項

①令和7年度歴史まちづくり計画関連事業について

○資料に基づき、事務局より令和7年度に実施した歴史まちづくり計画関連事業の進捗状況について報告した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

委員：資料1、3ページの③景観形成助成金事業 ii 「歴史的建築物の修景事業」について、物件アでは「左官壁の補修」、物件イでは「東側外壁の漆喰塗り」との文言が使われている。左官というのは、小手を使って壁を塗る作業やその仕事をする人の事を言っていて、それが漆喰であるかモルタルであるかはあまり関係がないと思っている。そうすると、物件アはモルタルなど漆喰以外を使っていると理解をすればよいのか。

事務局：物件アは漆喰でない素材を使っているため、「左官壁」という表現としている。

委員：大手門枳形跡の整備について、整備の方向性としては、基本的には犬山城の入り口として書かれているが、城下町を歩く際の拠点という意味合いもあるのではないかと。これからサインや展示を設計する際に、城下全体を見る拠点として、そのような情報が十分入るように文言をいれてはどうか。

事務局：犬山城見学の出発点として、犬山城を理解する場所として位置づけている。この場所に最初に来ていただいて、全体を理解していただき、そこから、史料館や天守に向かう想定である。城下町との関係では、敷地の中に周辺施設の案内板を設置することを検討している。

委員：そのようなことが意図されていることはよくわかるが、整備の方向はあくまでも犬山城の入り口となっている。犬山城の城下町や周囲の憩いの場というような意味合いも文言を加えて出しておくのとよいのではないかと意見である。

委員：大手門枳形跡の整備は、言うまでもなく史跡の整備であるということで、犬山市の文化財保護審議会や文化庁の了承はおおむね得ているか。

事務局：了承を得ている。

委員：便益施設のデザインは難しい。(事務局から)説明があったように、歴史的な形をこの場所に持ってくると、かつてあったものだと勘違いされる恐れがある。しかし、本当にこれでいいのかという気もする。体育館跡地の駐車場のトイレなどは今から思うとずいぶんよくないと思う。そういう失敗はないようにしてほしい。建物は全体がガラス張りなのか。

事務局：東面・南面はガラスである。

委員：大手門枳形跡エリアと書かれているところと本町通の間はどのように整備するのか。

事務局：境界としては福祉会館跡地の敷地になるが、現状は道路のような形で使われている。引き続き道路として使用する予定である。

委員：計画図で水色の矢印があるところは現在道路敷地であり、このまま使うという

ことか。

事務局：そうである。

委員：大変面白く興味があるが、本当に難しい事業である。失敗のないように頑張ってもらいたい。

会長：当日資料の配布があった横山住雄さんの資料について、犬山学研究センター長の中村委員から一言お願いしたい。

委員：横山住雄先生が収集した郷土資料を犬山市から寄託された。名古屋経済大学で「横山文庫」という名前で設置することになり、資料の配架までがとりあえず終わった。本日配布した「犬山学」という雑誌の表紙と最後のページに写真が載っている。横山先生は本も出されているが、その本の前の段階のメモも含めた様々な資料があり、考察の過程を理解することができるという意味で非常に貴重な資料である。個別分類を今後行っていき、最終的には一般公開できるようにしたい。犬山学研究センターでは1年に1回特別展を行う。今年度は木曽街道をテーマに行ったが、2026年度の特別展として、横山文庫の紹介を含めた特別展をやろうと思っている。その時に横山文庫の一部を展示して、かつ全体像を紹介できるような企画としたいと思っているので、ご興味ある方は是非ご覧いただければと思う。

会長：ちょうど3年前の協議会だったと思うが、横山先生の資料を拝見して、ぜひ、全部受け入れて、何とか確保するようにはしたらいいというお話をした。これが無事実現して、大変うれしく思っている。その中で、歴史資料については展示に早速使ったということで、資料1-4のチラシの企画展について説明してほしい。

事務局：配布した企画展チラシの裏面に載っている鳥観図と絵葉書は寄贈資料である。史料館の職員からは、寄贈資料がなければ企画展を開催することは難しかったと聞いている。

会長：この資料があったから発信することができたということで大変良かった。私からも市長にこの資料についてPRをした。ぜひ今後も活用されるといいと思う。

委員：犬山橋が100年を迎えたということである。リベットで作った橋だと思われる、今はそういう工法は使わないので貴重だと思う。将来どうするのかということにも関わるが、例えば登録有形文化財にするということは十分あり得るのではないか。

事務局：現状としては文化財にはなっていない一方で、昨年度、土木学会の「土木遺産」に選奨されており、所有者である名古屋鉄道もその価値を理解いただいて

いる。登録有形文化財については、所有者の意向を聞きながら検討する内容と考えている。

②歴史的建造物の保存活用と町並み景観の維持向上に向けた取組みについて

○事務局より、資料に基づき、令和6年度の歴史まちづくり協議会で指摘のあった歴史的建造物の保存活用、町並み景観の維持向上に向けた取組みについて、令和7年度の検討内容や改善策について説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

委員：景観地区や景観法の美観地区の検討について、それほど厳しい制限ではないのではないか。説明のあった景観チェックシートの項目を見ると、通常の景観地区の規制よりも細かく言及されている。そのことと、5年前のアンケートで規制強化を求めている状況ではないという判断をされたこととのギャップを感じる。景観地区の設定は十分できると思う。今更だが、本町通が伝建地区にならなかったことを残念に感じている。本町通を歩くと、極端な言い方をすると、悪くなっている。犬山城を有する城下町の品格をどう保つか。市民の理解を得られないというのはそうかもしれないが、努力をすれば理解をしてくれるのではないかと思う。その努力をしていただきたいという趣旨である。

事務局：景観計画では細かくルールを決めているが、「配慮する」や「努める」というルールで絶対的な制限にしていない。ところが、景観地区の中には選択制だが、高さや壁面位置といったもののルールを定めることができ、建物を建てる時の建築確認の審査対象になってくるので、努力とか配慮ではなく、具体的にそうでないと建てられないということになるという点で、規制が厳しくなると考える。今年度、越澤会長や国土交通省を交えて行った勉強会の中で、景観地区の定めるルールについてはいろいろなバリエーションがあり、全部詰め込んだ規制でなくとも景観地区の指定ができるということを教えてもらった。そのあたりも踏まえて、来年度のアンケートでは地域の方々の意見を聞きつつ、方針を決めていきたい。

委員：前回の会議を踏まえ、改善のため、一年間努力いただきありがたい。景観審議会で話し合った形で進んで、一生懸命働きかけてほしい。資料2-3のうち、高さ制限の部分について、最高限度が13メートルで、3階建てのものを建てることできるということも含めて13メートルである。その図が隣にあるが、2階建てで書いていて、正しくその趣旨を伝えていないのではないかと思う。仮に、この図の通りに2階建てが棟高13メートルで建った時は、本来ではありえないような規模のものができてしまう。3階建てのうち、3階部分を

セットバックし、道路に立つ人の目線からはボリューム感が緩和されるという図を描くことが、制度の趣旨を正しく伝えることになるのではないか。既に図を作られたのであれば、次回の改定時に修正の検討をしてほしい。

もう1点は、資料2-5、屋外広告物ガイドラインについてである。気候変動に伴う大雨や強風で看板が落ちて被害を与えることがある。そのため、昨今は、屋外広告物については、設置するだけでなく、点検や維持管理をきちんと行うこと、老朽化した時の更新、あるいは不要になったものの撤去を徹底することの呼びかけも強化されていると思う。犬山の城下町を安全に歩いていただくためにも、ぜひ屋外広告物ガイドラインに、こういったものを推奨するかとともに、安全に対する責任を書き加えられることが望ましい。

会長：今回、国土交通省からも来ていただき、勉強会を行って、都市計画課と歴史まちづくり課がさらに連携を図ったことは大変よいことである。都市計画課には今後も歴史まちづくり協議会に出席いただけると、直接色々な話ができるし、発言もしていただけるのでそうしていただけるとよい。このような話が上がった背景として、歴史的風致形成建造物に指定されていた古い建物を所有者が壊したいという意向があり、それは禁止できないが、専門部会で壊す前に内部の確認を行うことで了承いただいた。しかし、新しく建てる建物について、建て替えの計画のところ、現状のガイドラインによるということで、町並み全体の連続性から言うとちょっとどうなのかなあというものとなった。

高さの問題は色々な都市でいろいろな努力をされている。約20年前に関わったので今どうなっているかわからないが、(滋賀県)長浜市では、建て替えの希望があった時に、表側はもとの2階建ての高さとして、奥まったところは3階建てにしてよいとしている。これはいろいろな都市で行っている。例えば、このような考え方を入れるとなると、高さのガイドラインはもう一工夫した方がいいかもしれない。その趣旨は、見えている位置は元のままです、ということは意外と受け入れやすいルールで、3階建てにどうしてもさせてほしいといったときに、その場合は見えないようにやってくださいということである。

危惧していることとして、一つは突如5階建てを作ろうとした際に、今は法的には規制はできないことである。せっかく福祉会館を景観阻害物件だとして市が率先して壊して、大変良かったと思っているが、民間の方が不動産経営でこうしたいと思ったときに、どうしようもないということがある。絶対高さ制限について、東京23区はどこも指定している。これは神楽坂で問題が起きたことを教訓として、色々な区が指定している。(滋賀県)大津市では、約20年前に古都指定をしたいということで私が携わっていた際に、石山寺の門前町

でマンション問題が発生し、3ヶ月で都市計画認定を受けて高さ制限を設けた。地権者の方に納得いただき、マンションから木造建屋に切り替わった。

犬山市の景観規制はマンション問題から始まっている。今であれば話が伝わる。低層で落ち着いているから人が来る。福社会館を壊した今だから、受け取り方が変わってくるのではないか。上手に相談して、いろいろ検討をいただきたい。石田市長の時にまず都市計画道路をやめた。今回福社会館を撤去した。時代とともにいろいろなことをやってきたので、もう一つ何か頑張ってもらいたいという思いがある。

(3) 報告事項

①令和7年度犬山市歴史まちづくり賞表彰物件について

○事務局より、資料に基づき令和7年度犬山市歴史まちづくり賞事業の概要と、専門部会で選定した表彰候補物件2件（宿～SHUKU～練屋棟（小島家住宅）、同下本町棟（真野家住宅））の概要について説明した。その後、歴史まちづくり特別賞の表彰について審議を行った。

【質疑応答・意見】

委員：（表彰候補物件の2件は）どちらも立派な建物であって、今回非常に良い形で使われるようになり、まさに特別賞に値すると思う。両物件を歴史的風致形成建造物に指定するような方向性があるのか。

事務局：小島家住宅は歴史的風致形成建造物に指定されている。真野家住宅は指定されていない。

委員：宿泊施設を作る会社をつくり、その社長をやっているのも思い入れがある。気が付いたことは家を守ってきたご当主が、本当に気が楽になったということである。それは今まで固定資産税や修理をしなければならず、全棟守ると言うことがどれほど大変かということが良くわかってきた。本日成瀬委員がお越しになっているが、犬山城をこれまで守ってきたということが本当に筆舌に尽くしがたい思いだと思う。真野家、小島家の両家を守るために出資金を集めたが、まちのためにやる事業ということでお金を集めることができた。古いものには力がある。古いものはなるべく実態を守る、まさに文化である。

○協議後、越澤会長より候補物件2件を歴史まちづくり特別賞の表彰物件とすることについて確認があり、出席者全員の賛同を得て、表彰が決定した。

会長：2度目の賞ということで、「特別賞」として整理した。今後もこのような建物

は出てくると思うが、モデルとなる2件である。

事務局：真野家については、次の修理を想定し、表彰と合わせて歴史的風致形成建造物の指定について所有者と相談する。

②協議事項 犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）の改訂について

○事務局より、資料に基づき犬山市歴史的風致維持向上計画の主要な改訂内容について説明をした。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

会長：資料4-3であがっている新規の補助事業について補足する。一番ポイントとなるところが、事業内容のうち②（歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備）は、歴史まちづくり計画に位置づけられた重点区域に限ること、つまり計画が認定されているところに限り恩恵があるように制度設計したということである。もう一つは、小さな自治体では市の財政負担が厳しいという声も出ており、市の負担なしで行こうということである。国の立場として、よい事例を出したいという考えである。犬山市をはじめ、各自治体には頑張ってほしい。

委員：資料のうち、「間接補助事業」とあるものは、民間の方がする事業に対して、市が補助金を出したら、国も補助金を出してくれるものと理解すればよいか。

事務局：例えば、修景事業など、犬山市が助成をする事業について、犬山市が500万円を出したら、後から市に国から250万円の支出があるというものである。

委員：内装も対象となるのか。

会長：そうである。それが目玉である。外装と一体として修景ができるということで、すごい話である。

委員：犬山の委員会は恵まれた、一軍のメンバーである。一方、マネージメントは民間の団体が関与しないと辛い。経済のセクターは自由競争であり、名古屋鉄道と組んでまちづくりを進めていってはどうか。

会長：名古屋鉄道とのかかわりで、有楽苑の所長に委員としてご参加いただいている。

③協議事項3 令和7年度進行管理・評価シート（案）について

○事務局より、資料にもとづき、「令和7年度進行管理・評価シート（案）」について説明した。その後、質疑応答を行った。

【質疑応答・意見】

- 委員：かつてボストンを訪れたときに「古い建物を失った町は、記憶をなくした人生と同じだ」という言葉と出会った。古いものを守らないといけないという強い言葉である。犬山のキャッチフレーズ、まちなみ、まちづくりのキャッチフレーズを考えていただきたい。
- 委員：大手門枡形跡の整備については、良いものとなることを期待している。
- 委員：歴史まちづくり計画は城下町一帯が対象になりがちであるが、特色のある所が市内にはある。文化財保護審議会で市の文化財指定をした。いくつか指定候補も出ており、順番にゆっくり審議しながら、資産を増やしていこうと思っている。
- 会長：実は、午前中に大縣神社の視察を行った。重点区域にしてはどうかという考えを持った。その点について、事務局から何か考えがあれば発言してほしい。
- 事務局：大縣神社には、「斎館」という熱田神宮から移築した建物がある。地元の方も知らない人が多いが、限定で公開をしたりしている。赤塚委員がおっしゃるように、市の指定文化財を増やしていこうという取組みの中で、楽田地区の持つ様々な要素というものをできるだけ目に触れるようにしたいと考えている。
- 会長：重点区域にすれば、補助対象となる。参道の整備や照明の更新、駐車場の美装化などもできる。内部でも検討をしてほしい。
- 委員：「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」は面白い。食、文化、自然資源は、犬山学研究センターの研究対象でもある。城下町に限らず、立体的な回遊性を持った町にできるのではないかと。
- 会長：中部地方整備局の職員の方は犬山へ視察に来ており、よく理解されているので、相談をすれば力になってくれると思う。名古屋と近いという地の利がある。
- 委員：有楽苑として、皆様にご協力をいただきながら運営している。この会議に入って犬山市と共に発展していければと思う。
- 委員：伝統といってきた文化財の世界がいろいろ変わりつつあることを実感した。その中で、伝統をいかに伝えていくかを考えながら、犬山城の発展に努めたい。
- 委員：さきほど（報告事項2で）高さ13mの3階建てという話があった。京都の祇園町南側というところは、昔から3階建てが認められており、地区計画が定められている。「歴史的景観保全修景地区」として、補助金も出る。ある場所に

については、特例のゾーンをつくってはどうか。

委員：犬山市の取り組みが順調に進んでいると実感した。まちづくりは住民の理解が必要である。手引きを使って分かりやすくして、住民の方にも勉強していただけるとよい。一点、景観地区の設定については、内容によっては規制が厳しくなる。住民に説明を十分して進めるようにしてほしい。

委員：建造物中心にお話が進んでいたが、他にも様々な種類の文化財がある。町家の中の設えや調度も古いものを保存し、建物の中で活用する。愛知県では指定以外にも国に倣って登録制度を2023年に作った。あま市の七宝や近代史料などを登録している。指定は難しくとも登録して網をかけることができる。

委員：県管理の道路や河川の整備と維持管理をしている。名古屋から犬山に来るとか、全国から犬山に来るということで、特に犬山は城下町があるということで、観光客やインバウンドも増えている。そういった市内の各拠点への移動にはやはり道路を使う。犬山市でも整備をやっているが、連携しながら活性化につなげていきたい。